

一般社団法人墨田区観光協会運営「すみだファン CLUB」メンバーの
イベント等での活用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、墨田区への観光誘客や持続的なイベント運営、持続的な観光の実現を目指して、一般社団法人墨田区観光協会（以下、事務局）が運営する「すみだファン CLUB」（以下、「すみファン」という。）のメンバーを、他団体が主催するイベント等への活用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活用の条件)

第2条 次に掲げる要件を満たす場合に活用できるものとします。

- (1) すみファンのミッションと一致し、地域社会に対して肯定的な影響を与えるイベント等に限定します。
- (2) イベント等の主催団体が次のいずれかに該当する団体であるとき。
 - ア 墨田区観光協会会員
 - イ その他事務局が適当と認めた団体
- (3) イベント等の内容が次の全てに該当するものであるとき。
 - ア 墨田区への観光誘客を目的とした、あるいは墨田区または区内の観光資源を広くPRすることを目的としたイベントであること。
 - イ 公序良俗に反しないものその他社会的に非難を受けるおそれのないものであること。
 - ウ 宗教的又は政治的色彩を有していないものであること。
 - エ 私的な利益を目的としていないものであること。
 - オ 事務局の運営に関する基本方針に反しないものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、次に該当するものであるとき。
 - ア 主催団体の存在が明確であること。
 - イ 主催者その他イベント等関係者が信用し得る者であること。
 - ウ イベントの開催場所は、公衆衛生及び災害防止等について、十分な設備及び措置が講じられていること。

(活用期間)

第3条 活用期間は、イベント等の性質と必要性に基づいて、事前に事務局と主催団体の合意の下で決定すること。

(責任)

第4条 主催団体は、すみファンメンバーの安全と健康を確保し、必要な指導とサポートを提供する責任を負う必要があります。

(費用と支援)

第5条 交通費や食費などは、主催団体の規定に準拠して提供して頂く必要があります。

(フィードバックと評価)

第6条 イベント等の後、主催団体内でフィードバックを収集し、今後のすみファン運営の改善に協力していただきます。

(緊急時の対応と保険)

第7条 主催団体は以下の対応を行う必要があります。

(1) 主催団体は、イベント等の活動中に発生する可能性がある怪我や事故に対する責任を負い、適切なボランティアも含むイベント保険に加入していただく必要があります。

(2) すみファンメンバーがイベント中の怪我や、災害に遭遇した場合の対応策を主催団体に明確に定めて頂く必要があります。

(活用の決定)

第8条 すみファンメンバーの活用に関しては、別途事務局が定める申請書に基づき主催団体が申請の上、事務局が受理し承認された場合に活用が決定します。申請は原則イベント等の1か月前までを期限とします。

(個人情報の取り扱い)

第9条 主催団体は以下の対応を行う必要があります。

(1) すみファンメンバーの活用で得られた個人情報を厳重に取り扱い、イベント等に必要な範囲内でのみの活用とする必要があります。

(2) 主催団体自体も個人情報の取り扱いや管理方法について、明確に定めて頂く必要があります。

(改訂と更新)

第10条 この要綱は、必要に応じて見直しや更新が行われます。

附則

1、本要綱は、令和6年2月1日から適用する。